

競争入札参加資格者名簿登録業者 様

盛岡広域振興局盛岡審査指導監

令和 7 年度物品購入に係る定例見積について（お知らせ）

当監では、物品の購入にあたり、次のとおり定例見積日を設けることとしましたのでお知らせします。

記

1 参加資格

- (1) 令和 5・6・7 年度競争入札参加資格者名簿に登載されていること。
- (2) 岩手県から、物品購入等に係る指名停止措置基準（平成 12 年 3 月 30 日制定）に基づく指名停止を受けていないこと。
- (3) 一般物品
盛岡広域振興局管内に本社（本店）、支社（支店）又は営業所等を有し、その支社（支店）又は営業所等が前記(1)の資格を有していること。
- (4) 印刷物類
ア 岩手県内に本社（本店）、支社（支店）又は営業所等を有し、その支社（支店）又は営業所等が前記(1)の資格を有していること。
イ 原則として、岩手県内に工場を有し自社の保有する設備での製造が可能なこと。

2 定例見積案件を提示する日時及び場所

- (1) 日 時 毎週火曜日及び木曜日 9時から17時まで（一部に公開のない週があります。）
具体の日程等については、別添「令和 7 年度定例見積スケジュール」をご覧ください。

- (2) 場 所 盛岡地区合同庁舎 3 階盛岡審査指導監閲覧室

※定例見積案件公開日にホームページ上には概要のみ掲載します。

なお、定例見積によらない案件については入札公告に掲載しますので、そちらをご覧ください。

岩手県ホームページ (<http://www.pref.iwate.jp/>)

【定例見積情報】 トップページからアクセスする場合

（ページ下部） 県の機関⇒盛岡広域振興局⇒入札・見積情報⇒定例・随時見積(物品購入)

【入札公告】

①（ページ上部） 県政情報⇒入札・コンペ・公募情報⇒物品入札⇒物品入札情報

②（ページ下部） 県の機関⇒盛岡広域振興局⇒入札・見積情報⇒物品入札⇒物品入札情報

3 定例見積案件に係る見積書の提出期限及び提出場所

(1) 提出期限

- ・火曜日提示分：同週の木曜日 13 時まで（一部に変則となっている週があります。）
- ・木曜日提示分：翌週の火曜日 13 時まで（同上。）

具体の日程等については、別添「令和7年度定例見積スケジュール」をご覧ください。

提出場所

見積書は、盛岡審査指導監内に設置する物品管理チーム見積 BOX に投函してください。

なお、郵送による見積書の提出も認めますが、提出期限必着とします。

送付先 〒020-0023 盛岡市内丸 11-1 盛岡広域振興局盛岡審査指導監物品管理チームあて

※表に「定例見積書在中」と朱書きで記載してください。

(2) 留意事項

- ① 見積書の宛名は、「盛岡広域振興局長」と記載してください（納品・請求書も同様）。
- ② 見積金額は、「税抜き」で記載し、30 万円を超える場合は、品名毎に定価又は市販価格（単価）を記入してください（印刷物類を除く。）。
- ③ 納期は、物品購入依頼票に記載の希望納期内に納品が可能なことを確認の上、記載してください。なお、物品の特性上、希望納期内の納品が困難である場合は、納品可能な期日を記載してください。希望納期外であっても、見積金額が最も低額であった場合、購入依頼公所の判断において契約決定する場合があります。
- ④ 見積書には、物品購入依頼票に明示している整理番号（例：A O O O 1）、発行年月日及び物品購入票に記載されている品名、規格、銘柄及び数量を記載してください。
- ⑤ 「同等品不可」の記載がある場合を除き、原則として全て同等品での見積りで構いません。同等品の場合、製品の仕様がわかるカタログ等を添付してください。
- ⑥ 見積額が同額で2者以上の場合は、くじにより契約業者を決定します。
- ⑦ 契約金額は、見積書に記載された額に消費税及び地方消費税の額を加算した額としますが、契約金額に1円未満の端数が生じた場合は切捨てとします。
- ⑧ 契約金額が50万円を超える場合は請書の提出、150万円を超える場合は契約書の締結が必要となります。
- ⑨ 定例見積案件は、見積書への代表者印等の押印省略が可能です（納品・請求書も同様）。

4 発注、納品について

- (1) 原則として、見積書提出期限の翌日までに決定業者に対しFAXにて発注します。
- (2) 契約の履行に当たり、災害の発生、突発的な事故等やむを得ない事情があると認められる場合は納期を延長することができますので、該当事例が発生した場合は速やかに相談願います。事前相談なく、履行の遅滞が生じた場合は、口頭又は文書による注意、場合によっては入札参加資格停止処分を受ける場合もありますので十分に留意願います。

5 その他

提出済みの物品購入等参加資格申請書の内容に変更が生じた場合は、速やかに変更手続きするよう願います。

担 当：盛岡審査指導監物品管理チーム

TEL 019-629-6665